

最近、よく耳にする危険な自動車運転で“煽り運転・逆煽り運転”がございませう。

千福が丘地区でもそのような事例が聞かれるようになりませう。

煽り運転は道路交通法でも明確に禁止されている危険な運転ですが、ややこしいのは逆煽り運転です。法定速度を大幅に下回る速度でノロノロ運転されたり蛇行運転される場合、後続の車はイライラませうよね。追い越し可能区間に出て、追い抜いたらハイビームで威嚇されたりする場合があります。事故誘発型運転といて当事者が非常に危険な目に合っませう。

そんな場合どうしたらいいか？裾野警察署深良交番さんに相談してみませう。

迷惑でも道路交通法にしたがって安全運転をお願いしますという事でした。

その中でも防衛運転のコツを伺っませう。

1. 煽り運転をしないために、また相手にそう誤解されないために

- (1)一般道では、最低速度は決まっないで車間距離を開けて追走するしかありません。追い越し場合は追い越し可能な区間でお願ひいたします。車間を詰めると煽り運転をされたとの誤解を合っませう。
- (2)追い越し禁止区域での追い越しはだめです。ただし、一旦停止している車両は追い越し禁止区域でも追い越しは可能です。追い越しする場合でも前後の安全確認と安全な追い越しが求められます。無理せず、「ちょっと我慢」も大切でせう。
- (3)千福が丘の坂道は2 km弱の長さです。前に遅く走る車が現れたとしても数分走ったら景が島の交差点や町内のメイン道路に到着できます。地区の人には『時間と心に余裕をもちて』運転していただきたいでせう。

2. 煽り運転をされないために、また、された場合の対応について

- (1)万が一、運転中や追い越された後に威嚇行動をされたり、身の危険を感じた場合、安全な場所へ停車して躊躇せず“110番通報”してください。その場合、相手の車のナンバーなども覚えておくといいでせう。
- (2)防衛運転に徹する事が重要ですが、やはり感じた危険を客観的に証明するにはドライブレコーダーがあるといい様です。参考までに、ドライブレコーダー取り付けは、ディーラーや、自動車整備工場さんでもやっくれます。種類も1万円以下の物、3万円を越える高価な物などいろいろあります。わたしがお世話になっている自動車整備さんでも販売取付を合っませう。一度ご相談されてもいいかと思ひます。
- (3)もし、煽られたと感じたら道を譲ることも重要でせう。追い付かれた車両の義務になります。道路の左側に余裕があるのであれば、安全のために、路肩に停止して道を譲っていただくようお願いいたします。
- (4)世の中の記事を検索してみませうと、そのような運転をするドライバーは普通の状態でない可能性が有ります。かかわらない事が一番でせう。

よろしくお願ひいたします。